

なっており、遮水の効力を有していない恐れがあることから、原因を特定し、調査を行い、地下水のモニタリングを今後も継続して行うこと（乙25）。

(ウ) 平成20年11月28日

ジクロロメタン、ベンゼンの値から浸出水が外に漏洩している可能性及び平成12年から地下水塩化物イオン等の濃度上昇から、遮水工漏洩でなく、浸出液集水枡からの流出の可能性があるため、外観検査及びトレーサー検査により確認すること（甲6）。

(エ) 平成19年12月21日

①第2処分場を挟んで地下水流向の上下地点の水質を比較すると、下流側の地点において塩化物イオン等の検出値が高いこと、②同処分場の下流側地点において、通常の地下水からは検出されない項目であるジクロロメタン、ベンゼン等が検出されたこと、③地下水の水質悪化の原因が、第2処分場からの保有水等の浸出以外にあることが明らかでないことから、廃棄物処理法の技術基準への適合性が認められないこと（乙23）。

イ 原告の対応等

原告は、上記の長野県からの指示等に対して、要旨、(イ)の指示に対しては、平成20年2月8日、浸出水と地下水の水質検査を継続的に行うことや専門家等とも経過観察しながら原因調査を行うこと、水質悪化の原因が第2処分場以外にあることが明らかでないため、新たな廃棄物の搬入を中止すること、常に集水管底部より水位が上がらないように浸出水のくみ上げを行うこと（乙27）を回答し、(ウ)の指示に対しては、平成21年4月14日、第2処分場において平成21年2月3日から同年3月26日にかけて、ウラニンを利用したトレーサー検査を行い、その結果、浸出水集積枡から検水井への浸出水の漏洩は

確認されなかった旨回答した（甲 8， 9）。また，平成 24 年 6 月に行った検査の結果，鉛が検出されたことについても，対策を講じる旨の計画を報告した（甲 33）。

(5) 保有水と地下水の塩化物イオン，電気伝導度との関係等

ア 管理型最終処分場の保有水は，埋め立てられた廃棄物を起源とする塩化物イオンの他，金属，重金属，有機化合物がイオン化して溶存しており，保有水は高い電気伝導度と塩化物イオン濃度を示すのが通常である。他方，地下水は同質の地層の中では，電気伝導度も塩化物イオン濃度もほぼ一定であり，一般的に，小規模な沢を流れる水の電気伝導度は 8 ～ 10 ms/m であり，地下水は 10 ～ 50 ms/m，石灰岩地帯では 50 ～ 60 ms/s，深層地下水は 40 ～ 120 ms/m とされ，電気伝導度が 100 ms/m を超える場合，鉱泉や温泉，深層地下水の湧き出しなどの影響を考慮する必要がある，そのような説明がつかない場合には人為的な汚染を視野にいれる必要がある。また，塩化物イオン濃度は地下水で 10 mg/l 以下，浅海性堆積物の地下水でも 30 mg/l 程度とされており，臭素は廃プラスチック類の難燃剤として利用されており，塩素と同じハロゲン類で反応性が高く，多くの元素と容易に結合するという性質を有している。（乙 52）

イ 千葉県は，管理型最終処分場の保有水の漏洩の有無の判断において，塩化物イオン濃度をその指標の一つにしている。平成 24 年 3 月には，千葉県内にある管理型最終処分場において，周辺の観測井戸から通常より高い値の塩化物イオンが検出されたことを契機として，塩化物イオンに加えて，臭素イオン及び有機フッ素化合物の調査結果から，当該処分場から保有水が漏れているとの調査結果が発表された。

（乙 42， 49）。

2 争点 1（本件書込①～④による原告の名誉毀損の成否）について